## IFRS会計基準任意適用企業の開示パターン

IFRS会計基準の任意適用を決定する企業は最初のIFRS会計基準開示をいつ、どのタイミングで行うのだろうか。2009年12月に「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された際に金融庁から公表された「(別紙20)提出書類のイメージ」では、IFRS会計基準初度適用時の提出書類の例示を、年度末から開示(パターン①)、第1四半期から開示(パターン②)、翌第1四半期にIFRS会計基準による前年度の連結財務諸表の開示(パターン③)を行う、3パターンに分けて示している。これら以外に、企業のウェブサイトやアニュアルレポートの付録などIR情報としてIFRS会計基準初度適用時の提出書類を作成して開示(パターン④)している企業がある。

本稿では前回分析に引き続き、今回新たにIFRS会計基準を任意適用した21社のうち、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」で最初のIFRS会計基準開示書類を提出した8社を除く13社の開示パターンについて分析を行った(図表5)。

当期を含む直近3期間は、1社を除く企業がパターン①ないしパターン②のいずれかを選択している。またその割合は、年度によって違いはあるが、おおむね半々程度となっており、今回もその傾向に変わりはない。

(図表5) 開示パターン

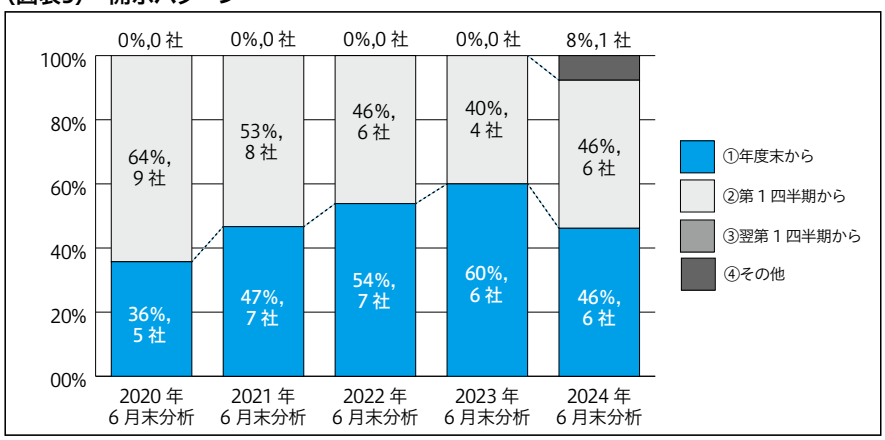


第2章

# リース、収益認識、BEPS2.0など 注記情報の開示分析

【この章のエッセンス】

- IFRS16号による開示について、短期リース、少額リースの免除規定を適用している企業は前年とほぼ同程度であり、それぞれ94%、90%であった。
- IFRS15号における収益の分解について、IFRS8号の事業セグメント情報が収益の分解情報の開示要求を満たしている場合には、重ねて開示する必要はないとされているが、事業セグメント情報とは別に収益の分解情報を開示している企業が多くみられた。また、当該企業のうち、セグメントとの関連に関する説明も開示している企業が多くみられた。
- IFRS9号に要求されている金融商品から生じるリスクの開示事項については、信用リスク、流動性リスク、市場リスクのいずれも、開示割合や開示方法は前年とほぼ同程度であった。
- 国際的な税制改革について、第2の柱の法人所得税に係る繰延税金資産および負債の開示の例外規定を使用している会社が多くみられ、法人所得税に対する企業の潜在的なエクスポージャーが重大であるとして定量的開示を行っている会社はみられなかった。